

## 第3回 統計等データの提供等に関するユーザーからの要望・提案募集 フォローアップ結果一覧

※第3回募集（令和2年12月～令和3年3月募集）に対する回答（令和3年8月公表）  
について行ったフォローアップ結果を掲載しております。

- |                     |           |
|---------------------|-----------|
| 1. 具体的な統計等データの提供要望  | 該当なし（対応済） |
| 2. 二次利用の手続等への要望     | P1～3      |
| 3. データ収集・処理に当たっての要望 | P4        |
| 4. 調査対象者の負担軽減の要望    | P5        |

## 2. 二次利用の手続等への要望（4項目）

No	要望・提案名	具体的な要望・提案の内容とその理由	検討結果の内容 (令和3年8月公表済)	検討結果を受けた対応状況
1	個票データ二次利用手続きの簡素化	<p>各種統計の個票データを二次利用する場合、例えばIPUMSなどと比べて、いまだに煩雑な手続きが必要です。こうした利用のしにくさは、日本の定量的分析を大きく遅らせる要因となり、政策分析を滞らせることになると考えられます。せめて手続きはすべてオンラインで完結するようにして、1%程度の標本抽出を行い匿名化処理をしたデータは、教育研究目的であれば自由にいつでも使えるようにしていただきたいと思います。</p>	<p>統計法においては、調査票情報を匿名処理した匿名データについて、学術研究の発展に資すると認める場合その他の一定程度の公益性が認められる統計の作成又は統計的研究を行う場合に、一般からの求めに応じて提供することができるかとされております。これは、匿名データが、秘密保護のための措置が施されているものでも、集計された統計ではないことから、統計制度に対する国民の不安を招かないようにするために一定の要件を科しているものであり、ご理解をいただけますと幸いです。</p> <p>なお、統計センターでは、総務省統計局から委託を受け、統計演習など教育用に利用可能な一般用マイクロデータの無償提供を行っていますので、適宜ご利用ください。 <a href="https://www.nstac.go.jp/services/ippan-microdata.html">https://www.nstac.go.jp/services/ippan-microdata.html</a></p> <p>二次的利用に係る申出等の手続については、署名・押印の見直しを図ることにより、電子メールによることを可能とするなど利便性向上に順次取り組んでいるところです。</p> <p>また、統計データの二次的利用につきましては、（磁気媒体の貸し渡しではなく）より探索的な研究が可能となるオンサイト利用であれば、事前に提出する申出書に添付する詳細な集計表様式は不要とし、手続の簡素化を図っております。マイクロデータ利用ポータルサイトにおいて手続をご紹介しますので、是非ご利用ください。 <a href="https://www.e-stat.go.jp/microdata/">https://www.e-stat.go.jp/microdata/</a></p>	<p>情報セキュリティを確保した環境下による調査票情報のオンサイト利用につきましては、令和4年7月現在、利用拠点となる施設数が18か所、利用可能な調査数が87調査となっており、それぞれ拡充を図っているところです。</p> <p>引き続き、各府省や統計センターとも連携してオンサイト利用が可能なデータの拡充等に取り組んでまいります。</p>

## 2. 二次利用の手続等への要望（4項目）

No	要望・提案名	具体的な要望・提案の内容とその理由	検討結果の内容 (令和3年8月公表済)	検討結果を受けた対応状況
2	統計等データの提供のための手続に関すること	<p>データ担当部署の方々には日ごろからご多忙の中、大変な作業をして頂いており、心から感謝申し上げたい。そのうえで、以下の点、限られた研究時間を有効に使うために手続等を簡素化して頂けるよう要望する。1) 転写様式（申請した統計において必要な変数（項目）に丸をつける）と集計様式（分析の結果を表示する図や表の作成）を現状作成し、提出しているが、転写様式に丸がついていて、集計様式に掲載されていない変数は「転写様式でなぜ丸がついているのか」などの問い合わせがある。データに触る前に分析の詳細が完全にイメージできていることは少なく、分析をしている段階で方向性が変わる可能性は十分にあり得る。そのため、基本的には申請した統計の全変数を申請できるものとし、転写様式と集計様式の提出の双方を廃止してほしい。（研究の内容を示した研究計画書は別に提出しているため。）2) 研究室のレイアウトの提出も廃止してほしい。（少なくとも勤務先に変更がなければ廃止してほしい。）以下は、申請後のデータ提供方法などに関する要望である。3) データは省庁により（例えば経済産業研究所などは）セキュアUSBで提供されるが、セキュアUSBで使える機能を増やしてほしい。セキュアUSBは基本的に一切のコピー処理ができないよう設定されているため、統計分析ソフトから結果をアウトプットし、それをエクセルなどに貼り付けるという単純処理ができないなど、分析上、不都合な問題が発生している。（一方で研究所に所属する研究員はこうした処理が可能と聞いている。）4) 各個票を可能な限りパネル化した状態で提供してもらえると助かる。申請の度にパネル化作業を各研究者が行い、プロジェクトが終了するとそのデータは消去、返却する。こうした作業を政府が行うことで、研究の効率が格段上がると思われる。5) 統計法が改正されたことにより、データの利用可能期間が短くなった模様。（例えば、経済産業研究所では研究プロジェクト期間終了日の1か月前を目途に終了することの指示があった。）申請から承認、データ入手までかなりの時間を要するため、研究者が実質利用可能な期間が短くならないような措置を希望したい。</p>	<p>1) 統計データの保護の観点から、統計的研究に必要な最低限の調査票情報を提供することとしており、そのためには提供の審査に必要な書類を提出いただく必要がありますので、その点をご理解いただければと存じます。</p> <p>2) 統計データの利用者は、提供を受けた統計データの適正管理措置として、統計データを取り扱う区域を特定し、特定された区域の立入りを制限するための措置を講ずることが必要となります。そのため審査に必要な情報を提供いただくことについてはご理解いただきたいと思っております。</p> <p>3) 各府省における個別の事情については承知しておりますが、一般論としては、統計データを電磁的記録媒体により提供する場合、情報漏えい防止の観点から当該統計データの内容等に応じた暗号化やパスワードの付与など、必要な措置を講ずることとしております。</p> <p>4) 二次的利用にあたり、研究に必要な処理等については、利用者において実施していただくようお願いします。</p> <p>5) データの利用可能期間については、調査票情報の提供に関するガイドライン等において定めており、適正な運営に努めて参りたいと考えます。</p> <p>統計データの二次的利用につきましては、（磁気媒体の貸し渡しではなく）より探索的な研究が可能となるオンライン利用であれば、事前に提出する申出書に添付する詳細な集計表様式は不要とし、手続の簡素化を図っております。マイクロデータ利用ポータルサイトにおいて手続をご紹介しますので、是非ご利用ください。 <a href="https://www.e-stat.go.jp/microdata/">https://www.e-stat.go.jp/microdata/</a></p>	<p>情報セキュリティを確保した環境下による調査票情報のオンライン利用につきましては、令和4年7月現在、利用拠点となる施設数が18か所、利用可能な調査数は87調査となっており、それぞれ拡充を図っているところです。</p> <p>引き続き、各府省や統計センターとも連携してオンライン利用が可能なデータの拡充等に取り組んでまいります。</p>

## 2. 二次利用の手続等への要望（4項目）

No	要望・提案名	具体的な要望・提案の内容とその理由	検討結果の内容 (令和3年8月公表済)	検討結果を受けた対応状況
3	二次利用手続きの際の利用項目書き出しの省略	<p>要望：二次利用手続きに際しては、その統計に含まれる提供可能な項目をすべて提供するようにし、利用する項目をいちいち書き出す必要をなくしてほしい</p> <p>理由：個票データの二次利用申請の際には利用する質問項目をすべて書き出したうえで研究計画書にその内容を盛り込むことが要求されるが、調査によっては毎年微妙に質問項目が異なるなど、この作業にかなりの時間を取られる。また、往々にして研究の初期段階では最終的にどの変数が必要になるのかははっきりとは分からないので、なるべく多くの変数をカバーするような研究計画を作成しなければならず、こちらも相当な手間がかかる。審査する側も、利用する質問項目がすべて研究計画に織り込まれているかの確認作業にかなりの労力を割いているだろうと予想される。一方で、二次利用の審査に通るような研究者に対して、実際の分析では使わない項目を提供することによって生じる不利益はほとんどない。匿名性の担保に関わるような変数以外は原則すべて提供することによって、特段の問題を生じることなく申請者と審査担当双方の負担を減らすことができると思う。</p>	<p>統計データの保護の観点から、統計的研究に必要な最低限の調査票情報を提供することとしており、そのためには提供の審査に必要な書類を提出いただく必要がありますので、その点をご理解いただければと存じます。統計データの二次的利用につきましては、（磁気媒体の貸し渡しではなく）より探索的な研究が可能となるオンサイト利用であれば、事前に提出する申出書に添付する詳細な集計表様式は不要とし、手続の簡素化を図っております。マイクロデータ利用ポータルサイトにおいて手続をご紹介しますので、是非ご利用ください。 <a href="https://www.e-stat.go.jp/microdata/">https://www.e-stat.go.jp/microdata/</a></p>	<p>情報セキュリティを確保した環境下による調査票情報のオンサイト利用につきましては、令和4年7月現在、利用拠点となる施設数は18か所、利用可能な調査数は87調査となっております。それぞれ拡充を図っているところです。</p> <p>引き続き、各府省や統計センターとも連携してオンサイト利用が可能なデータの拡充等に取り組んでまいります。</p>
4	リモートアクセスの導入	<p>政府はオンサイトの拡充を図っているが、実はオンサイト施設の端末から分析サーバにリモートアクセスする形になっている。端末を置く場所はオンサイト施設に限定される必要はなく、セキュリティー環境が担保されていることを条件に、行政機関や大学研究室などからのリモートアクセスも許すことが望ましい。あるいは行政機関の特定の個室や大学の個別研究室をオンサイト施設として認定することを積極的に進めるべき。</p>	<p>オンサイト施設につきましては、今後も利用可能な施設を順次拡充していく予定としているところ、入退室管理や利用者の利用状況のチェック、成果物の持ち出し審査など、データの取扱いのみならず物理的な適正管理要件も満たすべきものであるため、指定された場所での利用に限定するものとなっておりますことをご理解いただければと存じます。</p>	<p>情報セキュリティを確保した環境下による調査票情報のオンサイト利用につきましては、令和4年7月現在、利用可能な施設数は18か所、利用可能な統計調査数は87調査となっております。それぞれ拡充を図っているところです。</p> <p>また、オンサイト施設以外からリモートアクセスにより利用する方法については、現在研究を行っているところです。これらの状況も踏まえ、引き続き、各府省や統計センターとも連携してオンサイト利用が可能なデータの拡充等に取り組んでまいります。</p>

### 3. データ収集・処理に当たっての要望（1項目）

No	要望・提案名	具体的な要望・提案の内容とその理由	検討結果の内容 (令和3年8月公表済)	検討結果を受けた対応状況
1	機械判別可能な統計データの作成方法について	<p>ニュージーランドにおけるの機械判読可能なデータ（csvファイル）を参考に、機械判別可能な統計データの作成をお願い致します。</p> <p><a href="https://www.stats.govt.nz/large-datasets/csv-files-for-download/">https://www.stats.govt.nz/large-datasets/csv-files-for-download/</a></p>	<p>お問合せのありました件については、各国の提供データも参考に、全省庁共通的な方針を策定しており（一部の内容については決定し、各府省合意済み（※））、今後も、機械判読可能なデータとなるよう検討してまいります。</p> <p>※統計表における機械判読可能なデータ作成に関する表記方法 (<a href="https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01toukatsu01_02000186.html">https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01toukatsu01_02000186.html</a>)</p>	<p>機械判読可能な統計データの作成について、令和3年7月に「統計データの整備に係る基本方針」（統計企画会議申し合わせ、統計調査等業務最適化推進協議会決定）を策定いたしました。</p> <p>また、基本方針に基づき、令和4年度中を目途に機械判読可能な統計データの作成・提供等に必要な考え方や、具体的な作業内容を明確化及び具体化した方針・ガイドラインの整備を進めているところです。</p> <p>引き続き、本方針に基づき機械判読可能な統計データの作成に努めてまいります。</p>

#### 4. 調査対象者の負担軽減の要望（1項目）

No	要望・提案名	具体的な要望・提案の内容とその理由	検討結果の内容 (令和3年8月公表済)	検討結果を受けた対応状況
1	シームレスなデータ活用について	<p>統計データ収集は、利活用を具体的にすることから行わないと、政府統計オンライン調査 (<a href="https://www.e-survey.go.jp/">https://www.e-survey.go.jp/</a>) のような省庁縦割りの無秩序且つ大量の調査依頼になり、受け手の企業は答えたくなくなる。統計法に基づく調査依頼で義務だからという記載があるが、答えるにも時間がかかり、スタッフの貴重な時間＝コストをかけたいとは全く思えない。方やデータ収集は、正確かつ低コストでなければならず、政府の委託業者含めて企業が人手をかけてデータを収集提供する今のスタイルは、タイムリーでもなく正確でもなく、高コストである（コロナ禍にも関わらず、大量の封書が会社へ届く）。各企業の決算期も異なり当社もそうだが上場している企業であれば、開示できるタイミングもある（委託業者スタッフが閲覧できるとなると報告したくない）。殆どの調査内容は、企業が利用する会計ソフトなどから吸い上げて済む内容も多い。吸い上げられる機能を追加し（クラウドならなお簡単にできる）、データを吸い上げれば事足りる。また、企業情報（住所や担当者情報などの個人情報含む）も封書で送られてきており、テレワーク中に盗難による漏洩リスクもあることを考えると、本当にデータ収集の為に企業情報の提供が必要なのかを再度検討いただきたいと思います。景況感などは、過去の膨大なデータからAIによる未来予測と確率論で業界毎にトップ数社の企業の景況感をヒアリングしAIとの予測との比較を示せばよいと考えます。紙による調査をWebで回答できるようになっていても、多くの人的のパワーを使っている時点で、デジタル化には程遠く、ムダな作業であり、誰も幸せになっていないと考えております。是非とも改善をお願いします。</p>	<p>公的統計は、統計法の中で「国民の合理的な意思決定の基盤となる重要な情報」と位置付けられており、政府全体として、その体系的・効率的な整備と有用性の確保を図っております。</p> <p>負担の軽減については、統計調査を新たに実施したり調査内容の変更を行う前に総務省が審査を行い、他の統計調査との重複が合理的な範囲を超えていないか、調査事項を代替できる行政情報がないかなどについて確認を行っております。</p> <p>統計作成における行政情報やビッグデータ等の利活用については、業務の効率化や負担の軽減に資するため、政府として積極的に取り組んでいます。具体的には、総務省においてビッグデータに関する産官学の連携会議を開催し、ビッグデータが有する偏りやノイズなどの課題への対応や官民の優良事例を共有するなど、利活用の推進を図っております。</p> <p>引き続き、回答される皆様の負担の軽減を図るとともに、品質の高い公的統計を提供できるよう努めてまいります。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。</p>	<p>ビッグデータの活用については、令和4年6月2日の「ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議」において、更なる活用に向けた方策の整理等を行ったところです。具体的な取組として「ビッグデータ・ポータル（仮称）」の構築を検討しており、既存の公的統計での活用を含め、ビッグデータ等の活用事例に関する情報の一元的な集約・提供を目指しています。</p> <p>引き続き、ビッグデータの利活用推進等により、回答される皆様の負担軽減を図るとともに、品質の高い統計の提供に努めてまいります。</p>